

手術用無影灯 一式
仕様書

平成 2 9 年 6 月
社会福祉法人 恩賜
財団 済生会川内病院

平成29年 6月 16日

入札業者 御中

鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会川内病院

院長 青崎 眞一郎 印



備品購入(仕様書)について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、当院としましては平成29年度整備計画備品として無影灯一式の整備を計画しております。つきましては仕様書(№17-16)を作成しましたので、該当するものであれば下記の書類等を準備され、入札へ参加頂きますようお願い致します。

以上

記

- ・ 応札仕様書
- ・ 該当機種のカタログ
- ・ 備品見積書(税込)
- ・ 消耗品見積書
- ・ 保守に関する資料

入札日時：平成29年6月26日(月)14時00分

入札場所：新管理棟4階 第一会議室

問合せ先

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町2番46号

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会川内病院

TEL 0996-22-8936(直通) FAX 0996-22-8949

担当者：施設用度課 大久保 淳平

仕 様 書

I. 概要

手術用無影灯(以下、無影灯)一式は、下記に示す調達物品であり、本仕様書に示す性能・機能を満たし、かつ当院の運用に沿った装置・システムであること。

II. 品名及び数量

無影灯として調達する物品の名称、数量及び構成内訳は下記の通りとする。

調達物品名：手術用無影灯 一式

(内訳)	手術用無影灯主灯	2式
	手術用無影灯副灯	2式
	モニター用アーム	2式
	壁面コントローラー	2式

その他別添の詳細仕様を満たすものであること。

III. 導入場所

社会福祉法人 ^{恩賜}財団 済生会川内病院 手術室（ルーム2・ルーム3）

IV. 調達物品に備えるべき技術的要件の概要・本入札における評価基準

- (1) 本品調達物品に係る性能機能及び技術等（以下「性能」という。）の要求用件（以下「技術用件」という。）は別途に示すとおりである。
- (2) 技術的要求用件は全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能がこれを満たしていないとの判断がされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本入札は最低価格落札方式とするが、予定価格を超えた場合は落札対象から除外する。
但し、全社が予定価格を超えた場合はこの限りではない。
- (5) 必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること。また、見積書には単品ごとの定価・実納入価も可能な限り記載すること。
- (6) 落札業者決定については、最低価格落札方式であるため、即日開札・通知とする。

手術用无影灯について性能・機能の要件

1. 構成 他

- 1-1. 手術室における无影灯は、天井からの吊下げ固定式で各部屋 1 軸とし、以下の構成とすること。

- ・手術室用无影灯 主灯+副灯+モニター用アーム×2 式
- ・壁面コントローラー

(適合参考備品)

メーカー：全て山田医療照明㈱

IXM シリーズ 主灯(CJ16) + 副灯(CJ12) + モニター用アーム×2 式

規格：CJ1612-MH

- 1-2. 同等品は、可とする。

ただし、適合参考備品以外で応札する場合は、平成 29 年 6 月 22 日(木)までに社会福祉法人^{恩賜財団}済生会川内病院施設用度課宛てに同等品であることを証明する書類(カタログ等を含む)を提出し、その承認を得ること。

この場合において、適合参考備品以外の无影灯については、規格等の各項目についてその性能・機能等を十分に明らかにするものとしなければならない。

- 1-3. 入札参加希望者において、備品の設置現場を確認したい場合は、事前に施設用度課に連絡し、日程調整のうえ行うこととする。その際は当院職員立会いのもと行うこととする。
※現場確認日時に関しては、手術等の都合上、予定した時間に変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 1-4. 仕様書に関する質問等がある場合には、下記へ平成 29 年 6 月 22 日(木)までにメールにより行うこと。

済生会川内病院施設用度課メールアドレス：sendai-yodo@saiseikai-sendai.jp

2. 機能 他

- 2-1. 手術用无影灯 主灯+副灯+モニターアーム

- 2-1-1. 照射部から、1,000mm の距離における照度は、主灯 140,000Lux 以上、副灯 100,000Lux 以上であること。

- 2-1-2. ランニングコスト低減のため、光源は LED を使用しており、消費電力は 300VA 以下であること。

- 2-1-3. 光に熱感がなく、色温度が 4,500K±250K 以内であること。

- 2-1-4. 光源 LED は、高演色 LED を使用しており、特殊演色評価数(R9)・平均演色評価数(Ra)ともに 96 以上であること。

- 2-1-5. LED の寿命は、40,000 時間以上であること。

- 2-1-6. LED は交換ができること。

- 2-1-7. 照度は、灯体側、壁面側で 8 段階以上の調整ができること。

- 2-1-8. 照射野径は、滅菌ハンドルか灯体側面のフォーカスノブを回すことにより、フォーカス調整が可能なこと。

- 2-1-9. 層流を考慮し、クリーンルームに対応したデザインであること。
- 2-1-10. 無影灯アームは、水平アームと昇降するスプリングアームにより構成され、スプリングアームは水平状態から上方へ 15° 以上、下方へ 90° 以上の範囲で可動できること。
- 2-1-11. 手術中に清潔操作できる様に、オートクレーブ滅菌が可能な滅菌ハンドルを必要数有すること。
- 2-1-12. 電源は、単相 100V であること。
- 2-1-13. 色のにじみやズレを少なくするため、使用する LED は単一色であること。
- 2-1-14. 医療従事者への目の負担が少ないこと。(その根拠を具体的に提示すること。)
(例) LED は直流点灯方式で、ブルーライト抑制対策をしている 等
- 2-1-15. モニター用アームは、無影灯の同軸上に設置すること。
- 2-1-16. モニター用アームは、水平アームと昇降するスプリングアームにより構成されること。
- 2-1-17. モニター用アームは、水平アームが長さ 1350mm 以上、スプリングアームが 900mm 以上であること。
- 2-1-18. スプリングアームは、水平状態から上方へ 15° 以上、下方へ 40° 以上の範囲で可動できること。
- 2-1-19. 当院で準備するモニターをモニターアームに取付・調整すること。その際に必要な部品・費用等は契約金額に含むものとする。ただし、映像ケーブルの延長工事に関しては当院が行うこととする。
(適合参考備品)
メーカー：オリンパス(株)
24 型 3D 対応液晶モニター
規格：N4537500 LMD-2451MT
- 2-2. 壁面コントローラー 1 式
- 2-2-1. 当院指定の位置に設置すること。
- 2-2-2. 無影灯・主灯・副灯の電源の入・切が行え、照度調整が 8 段階以上で調整できること。

3 装置の一般的条件、納入条件、その他

- 3-1. 配送費、組立設置費、試運転調整費、既存品搬出費、解体処分費等は込みとすること。
また、無影灯の撤去又、移設に関しては、落札業者が行うこと。
- 3-2. 物件は未使用の新品であること。
- 3-3. 下取り対象物件がある場合、下取りとすること。また、下取り費用が発生する場合は下取り費用を見積書に記載し、提出すること。
- 3-4. 記物件の納品完了(検収日)の期限は、平成 29 年 9 月 30 日までとする。
- 3-5. 入札機器の医療用器具に関しては、入札時点で薬事法に定められている薬事の承認を得ている物品であること。
- 3-6. 指定された納入場所において本体の据付、運転、調整を行うこと。但し、代理店を通じて納品する場合、メーカー・ディーラーは必ず立ち会うこと。メーカー単独は不可。
- 3-7. 本装置の使用者及び関係者に対してメーカー担当者より操作説明・保守等についての説明、教育を行うこと。
- 3-8. 納品引渡しは、全ての機器が正常に作動し、即使用出来る事を確認し、検収報告書(要確認)、取扱説明書等を提出、当院スタッフへの取扱説明した上で納品完了とする。
なお書類上不備のある場合はこれを却下する。

3-9. 取扱説明書等(取扱説明書・保証書・緊急連絡網・日常点検簿)を全てバインダー等にファイリングして提出すること。

※不備の場合は納品検収とは認めない。日常点検簿はデータとしても提出すること。

3-10. アフター体制が万全であり、緊急連絡網が確立されていること。

3-11. 修理・問い合わせ等が発生した場合、迅速に対応できること。

3-12. 本装置に関し、使用するであろう消耗品がある場合は、全て見積書も添付すること。但し、メーカーが直接納品する場合、参考価格として提出すること。保守等を締結する必要のある装置に関しては、その仕様書・見積書を添付すること。

3-13. 日本語の操作マニュアルを提供するものであること。

3-14. 本装置納品完了後 18 ヶ月は無償保証期間とすること。

3-15. 点検が必要である装置に関しては、納品引渡し完了、1 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後定期点検(無償点検)を実施し、報告書を提出すること。

3-16. メーカーが推奨する日常点検簿(チェック表)を添付すること。無い場合は作成すること。

3-17. 取扱説明を実施する際、説明内容の議事録をとり、また説明会を実施している写真を添付し提出すること。

※議事録は、説明日時・説明者名・出席者名・説明項目・説明した内容及び質問等があった際、質疑応答の内容も記載すること。

※写真は、説明をしている側からの撮影とし、受けている者の顔がわかるものであること。

3-18. 過去 3 年以内に、当院に対して納品または保守の実績があること。但し、病院側が承認した場合は可とする。

3-19. 購入決定業者は売買契約書を提出すること。

3-20. 本仕様に関して疑義が生じた場合には、担当者と協議しその指示を仰ぐこと。また、本件買入の際に知り得た情報については、第三者に対して絶対に漏洩してはならない。

3-21. 装置支払は、検収終了月の末締めめの 2 ヶ月後より支払い開始とし、6 ヶ月以内に完了とする。

以上